

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・23 号富久公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・36 号富久さくら公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・37 号 中富久公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・38 号 台町すみれ公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・39 号 余丁東公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・40 号 住吉公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・41 号 かわだ公園
東京都市計画公園の変更	新宿第 2・2・42 号 みょうが坂公園

2 理 由

新宿区における地域別エリアの将来像を方向づけた『新宿区まちづくり長期計画 新宿区まちづくり戦略プラン(令和5年7月改定)』において、富久公園周辺地区が概ね含まれる『若松環4沿道エリア』では、環状第4号線(富久町区間)と都市計画公園(富久)の整備区域が一部重複していることから、公園の再編が課題であり、木造住宅が密集していることや狭あいな道路が多いことから、防災面で課題があるとしており、戦略の方向性として「災害に強く潤いある住環境整備の推進」を位置づけている。この方向性に基づく重点的な取り組みとしては、「環状第4号線の整備の推進」として、沿道は、周辺の良い住環境に配慮した地域にふさわしいまちなみ形成を図ること、「みどり豊かな潤いある空間の創出」として、環状第4号線の整備にあたっては道路緑化と沿道緑化を図るとともに、沿道に面さない住宅地の住環境と調和した落ち着いた落ち着きのあるまちなみの形成を誘導すること、公園配置の見直しによる地域コミュニティの場となる公園づくりの検討に取り組むことを位置付けている。また、「安心・きれい・快適なまちの創造」として、地域の防災体制を強化するため環状第4号線整備にあわせ、沿道建物の不燃化を促進し、周辺に燃え広がらないまちの形成を図ること及び地区計画により良好な地域コミュニティの形成や防災性の向上を図ることなどを位置づけている。

『新宿区みどりの基本計画(平成30年3月改定)』においては、身近な公園の確保・充実の方針として、区全体で、公園の機能がバランスの取れた配置になるよう、公園機能の配置と近接する公園同士による機能分担を進めるとしている。公園の機能分担については、複数の機能を持った核となる公園の確保が難しく、かつ不足する機能がある区画では、近接する公園を一つのグループとして捉え、グループ内で機能分担を進めることで不足する機能を充足していくことを位置づけるとともに、富久公園周辺地区が含まれる「若松・大久保・柏木地域」に関連する施策展開方針として、みどりの軸の形成として明治通りや環状第4号線などの街路樹の充実を図ること、身近な公園の確保・充実として環状第4号線の整備に伴い、公園配置の見直しを進めるとともに、再開発によって設置された民間のオープンスペースとの連携を図っていくこと、開発と連携したみどりづくりとして市街地再

開発事業により確保される広場等のオープンスペースの設置と、環状第4号線の整備を契機とし、豊かな緑の創出と地域の防災性の向上を図ることなどを位置づけている。

富久地区の地元のまちづくりの動きとしては、環状第4号線の事業認可をにらみ、区は平成21年に地元を主体とした「富久地区まちづくり協議会」を設立し、協議会内の専門部会として、「富久公園部会」「環状四号線沿道部会」「防災まちづくり部会」を設置し、テーマごとにまちづくりの検討を継続してきた。富久公園は環状第4号線により区域が分断され、また、区域内には権利者が多く公園整備の進捗が思わしくない中建築制限により老朽建物の建替えが進まないなどの防災性の課題がある。協議会では環状第4号線の整備やまちづくり戦略プランに示す「公園の再編」「みどり豊かな潤いのある空間の創出」をふまえ、用途地域の見直しや周辺地域における地区計画等の検討を行っている。

上位計画等に位置づけられている「公園配置の見直し」に関しては、環状第4号線の富久公園の公園区域と環状第4号線道路区域の重複箇所を含む区間の都市計画事業が平成23年2月に事業認可がなされたことにより、少なくとも、両区域の重複箇所については公園整備を行うことが事実上困難となり、また重複箇所以外の公園区域においては、老朽建物の建替えの促進など地域の防災性の向上の課題があり、富久公園の公園区域の都市計画変更が求められている。

一方、東京都では、「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」で示す都市像の実現に向けた「東京が新たに進めるみどりの取組（令和元年5月）」において、東京が目指すみどりの目標（2040年代）として『東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない』ことが掲げられている。

この目標に関して、富久公園周辺地区（富久公園から高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏内を想定）においては、市街化の進展に合わせて都市計画決定されていない多数の公園が既に開設されており、富久公園（都市計画決定面積：10,000㎡）として都市計画に位置づけている緑の総量に十分に匹敵するだけの緑の確保が進められてきている。このため、機能分担と連携により富久公園の代替機能をバランスよく確保している富久さくら公園等既存公園の永続性を担保することが重要であり、そのためには、これらの既存公園を都市施設として追加決定することが効果的である。

なお、富久公園の従前区域については、上位計画である『新宿区まちづくり戦略プラン』等の方針に示すとおり、みどり豊かな潤いのある空間の創出がされるよう、今後地区計画等で方策を定めていく。

都市計画公園の変更と、上記地区計画等については、同時決定されることが望ましいが、その内容については現在、地域の合意形成途上である一方、建築制限解除による防火対策の推進や、所有地の購入に対する財源確保に向けた公園の都市計画上の位置づけについては喫緊の課題となっていることから、時期をずらし、公園の変更のみを先行させて行う必要が生じている。

以上をふまえて、富久公園周辺地区における環状第4号線の整備と調和した災害に強く潤いある住環境整備を目指したまちづくりの実現に向けて、富久公園については真に整備実現が可能な区域への変更を行うとともに、その区域規模の減少を補い、富久公園周辺地

区における緑の総量を将来にわたって維持するために、富久さくら公園ほか6公園を新たに街区公園として追加決定するものとする。富久公園においては0.93ヘクタールの区域を削除し、隣接する0.05ヘクタールの区域を追加するとともに、富久さくら公園ほか6公園計0.90ヘクタールを新たに都市計画公園として追加決定するものとする。なお、富久公園の面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。